

芦屋町住民参画まちづくり条例 概要版



芦屋町

住民参画による協働のまちづくりを推進します。



芦屋町は、響灘にそそぐ遠賀川や洞山及び白砂青松の美しい海岸線に象徴される素晴らしい自然環境に恵まれ、「芦屋釜」に代表される歴史と文化の息づく美しいまちです。

わたしたちがこの美しい町の中で、豊かに暮らしていくためには、だれもが「住んでよかった」「訪れてよかった」といえる町にしなければなりません。

そのためには、地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、住民の皆さんと町とがまちづくりに関する情報を共有し、一人ひとりの持つ知識や知恵、感性などが十分に活かされるまちづくりが必要です。

このような認識のもとに、住民の皆さんと町が住民参画によるまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

平成 20 年 3 月

芦屋町長 波多野 茂丸

(用語の意味)

参画とは…まちづくりに対して住民が参加するだけでなく、計画段階等から取り組む活動のことです。

協働とは…町と住民がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、

協力して取り組むことです。

積極的に情報を提供します！

どういふ種類の情報を公表するの？

町が公表する情報は、大きく分けて二つあります。

①住民生活に大きく関わる重要な計画に関する情報

例えば、

- ・総合振興計画(マスタープラン)
- ・男女共同参画推進プラン
- ・生涯学習基本構想(平成20年度以降公表予定)
- ・次世代育成支援地域行動計画(後期計画)(平成20年度以降公表予定) など



②住民に積極的に情報を提供するもの(①以外)

例えば、

- ・実施計画(平成20年度公表予定)
- ・行政改革推進本部、委員会資料
- ・財政シミュレーション など

公表されている情報はどようやって見たらいいの？

対象となる情報の多くは、ホームページや担当課窓口で見ることができます。

以下に掲載したものは一例で、時期や公表する情報の内容などにより公表の方法は変わります。

○広報紙で



『広報あしや』において情報や公表の方法を掲載します。
※紙面の都合で一部のみ掲載されることがあります。

○インターネットで



芦屋町ホームページで閲覧できます。

ホームページアドレス：<http://www.town.ashiya.fukuoka.jp>

インターネットを見ることができない環境が無い方は、芦屋町役場、町民会館、中央公民館、山鹿公民館、東公民館、総合体育館に設置している情報端末をご利用ください。

○担当課窓口で



情報を提供している担当課の窓口で閲覧ができます。

○中央・山鹿・東公民館などで



中央公民館、山鹿公民館、東公民館などで情報を閲覧できます。

積極的に皆さんの意見をお聴きします！

住民生活に大きく関わる重要な計画を策定する場合は、住民の皆さんから意見をいただきます。

意見を求める方法(以下のいずれかの方法になります)

①現地確認や関係者の聴き取り調査の実施

②アンケート調査の実施

③広報やホームページなどの活用

④地域懇談会の実施

⑤公募による住民会議などの開催

⑥モニター制度の実施

モニター制度とは、公募などにより住民モニターを依頼して、まちづくりに関する意見や提言を求める制度のことです。

⑦ワークショップの活用

ワークショップとは参加者の皆さんが対等な立場で自由に発言しながら、合意を図るものです。

⑧パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、町の重要な計画や条例などを策定していく中で、その計画などの素案を公表し、広く住民の皆さんにご意見を求め、提出されたご意見を考慮して決定していくものです。また、提出いただいたご意見に対して、町の考え方を公表します。

⑨附属機関などの設置

⑩その他

町は、住民のみなさまから頂いた意見などを、施策や事業などに反映できないかどうか、様々な角度から総合的に検討を行います。

その他条例では、町や町長、町職員の責務、住民の権利と義務などをはじめ、附属機関等への住民参画の推進を明記しています。

【条例の全文は、町ホームページ、役場企画課、山鹿・東公民館、町民会館において閲覧ができます。】

芦屋町住民参画まちづくり条例(概要版)

発行 芦屋町 企画課企画係

発行年月 平成 20 年 3 月

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号

TEL 0 9 3 - 2 2 3 - 3 5 7 0 / FAX 0 9 3 - 2 2 3 - 3 9 2 7

ホームページアドレス : <http://www.town.ashiya.fukuoka.jp>